令和 年度過誤納金還付金受領委任状

京都府自動車税管理事務所長様				
自動車登録番号				
標板文字 車 種 かな 番 号				
京				
還付事由 (該当事由に <u>必ず√</u> をしてください。)				
□ 抹消登録 □ 重複納付 □ 、				
□ 令和 年 月 日 □ 令和 年 月 日 □ ^{その他(} ()				
私は、この自動車の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の				
還付金の受領を下記の者に委任します。				
令和 年 月 日				
納税義務者(委任者)				
住 所 (法人の場合は所在地)				
氏 名 (法人名及び代表者名)				
電話番号() 一				
記				
受 任 者				
住所又は 〒				
氏名又は 名 称				
電話番号				
振込先口座(口座振込希望の場合) ※受任者名義の口座に限ります。				
金融機関名 支店名 (ゆうちょ銀行の場合は振込用支店名) 及び支店名				
口座種別 普通・当座・ (その他) 口座番号				
口座名義(カタカナ)				

【提出期限】

還付事由が発生した月の翌月7日まで

(7日が閉庁日の場合は、翌開庁日となります。)

※ 還付事由が抹消登録のもので抹消登録が完了していないものは受理できません。

【注意事項】 (必ずお読みください。)

- 1 この委任状は納税義務者(委任者)が内容を確認の上、記名・押印してください。
- 2 納税義務者(委任者)の印鑑は登録印(実印。法人の場合は、代表者の印)を 押印の上、印鑑(登録)証明書(写し)を添付してください。

なお、個人、法人を問わず印鑑(登録)証明書が添付されていない場合は、納税 義務者に直接確認することがあります。

- 3 納税義務者の住所や氏名に変更がある場合は、変更の事実が確認できる書類。 (「戸籍謄本」「住民票」「登記事項証明書」等の写し)。
- 4 提出された委任状は当該年度に限り有効です。
- 5 <u>委任状を提出した場合でも、納税義務者(委任者)に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当され、受任者に</u>還付されないことがあります。
- 6 提出期限後に提出されたもの、記載事項・添付書類に不備があるもの、印影の 不鮮明なものは受理できません。その場合は納税義務者に還付されます。
- 7 内容を修正する場合は、二重線で見え消しの上、訂正印を押印してください。

【提出先・問合せ先】

京都府自動車税管理事務所

〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町51-7 電話 075-672-6155

受 付 印		
	入	力